

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項の規定による、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

令和5年4月18日

神戸市東灘区長 中田 裕子

1. 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

2. 閲覧状況

申出者氏名 (法人の場合は、その名称及び 代表者又は管理人氏名)	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
兵庫県企画部総合企画局 計画課	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき計画の実施状況を議会報告するために兵庫県企画部総合企画局計画課が実施する県民意識調査及び兵庫県総務部秘書広報室広報聴課が実施する県民意識調査の対象者抽出のため	令和4年6月1日	東灘区域全域 (調査結果に一般性を付与するため、 地域は無作為抽出) 18～20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、 60歳代、70歳代、80歳以上の7つの 年齢階層から人口比に応じて算定 した人数(男性63名、女性78名)を無 作為抽出